

令和6年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例について

令和7年6月18日

公正取引委員会

株式保有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転又は事業譲受け等（以下「企業結合」という。）が、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合、その企業結合は、独占禁止法に基づいて禁止される。一定の要件を満たす企業結合計画については、それを実行する前に公正取引委員会に届け出なければならない（事前届出の義務）。公正取引委員会は、届出のあった企業結合計画等について、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針（企業結合ガイドライン）」（平成16年5月31日公正取引委員会）に示された考え方に基づき、需要者にとって十分な選択肢が確保できなくなるような状況になるかどうか、つまり、競争が実質的に制限されることとなるかどうかという観点から審査（企業結合審査）を行っている。仮に当初の企業結合計画では競争を実質的に制限することとなると判断される場合であっても、当事会社が一定の適切な措置を採ることを公正取引委員会に申し出、当事会社が当該措置を講ずることにより、その問題を解消することができる場合がある（企業結合審査についての詳細は、[別添1](#)参考1を参照）。

令和6年度における企業結合関係届出の状況と主要な企業結合事例の概要は、以下のとおりである（詳細は、[別添1](#)及び[別添2](#)を参照）。

第1 令和6年度における企業結合関係届出の状況（[別添1](#)）

令和6年度に企業結合計画の届出を受理した案件は437件（対前年度比26.7%増）であり、このうち、「第1次審査の結果、独占禁止法上問題ないとして、排除措置命令を行わない旨の通知をしたもの」は423件、「第1次審査中に取下げがあったもの」は14件であり、「より詳細な審査が必要であるとして、第2次審査に移行したもの」はなかった。

また、令和6年度に届出を要しない企業結合計画に関する審査（当事会社からの相談があったもの又は公正取引委員会が職権で審査を開始したもの）を終了した件数は7件であった。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課

電話 03-3581-3719（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

なお、令和６年度に審査が終了した案件のうち、当事会社が申し出た措置を前提として独占禁止法上の問題がないと判断したものは３件であった。

第２ 令和６年度における主要な企業結合事例（別添２）

令和６年度に公正取引委員会が審査を終了した事例のうち、企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる１１事例について、その審査内容を別添２のとおり、公表することとした。

別添２に記載した１１事例のうち、①当事会社が申し出た措置を前提として独占禁止法上の問題はないと判断した事例は３事例（事例３、事例６及び事例９）、②第三者からの情報・意見の募集を行った事例は１事例（事例６）、③内部文書の提出を求めた事例は５事例（事例３、事例５、事例６、事例９及び事例１０）、④経済分析結果を紹介している事例は２事例（事例３及び事例９）及び⑤海外競争当局と情報交換を行いつつ審査を進めた事例は５事例（事例２、事例５、事例６、事例９及び事例１０）である。